

国の月次支援金の給付を受けた事業者のみなさまへ

【第2弾】“足利市版”一時支援金のご案内

(足利市中小企業売上減少支援金)

令和3年3月22日から8月31日までの申請期間だった「“足利市版”一時支援金(第1弾)」は、国の一時支援金の給付を受けた事業者を対象として支援しました。

第2弾では国の月次支援金の給付を受けた市内事業者を支援します。

※第1弾の交付を受けた方も、下記の要件を満たせば第2弾の申請が可能です。

申請期間

令和3年11月10日(水) ~ 令和4年2月28日(月) ※当日消印有効

補助率及び上限額

【補助率】国の月次支援金の給付額(最大2か月分)の4分の1

【上限額】**個人事業主等 5万円 中小法人等 10万円**

※上記区分に応じて事業者単位で支援します。(申請は1事業者1回限り)

支援対象者

国の月次支援金の給付を受けた以下の方

個人事業主等 下記①、又は②に当てはまる方

①市内居住者(事業所の所在地は問わない)

②市内に事業所(本社以外も可)を有する(居住地は問わない)

中小法人等 市内に事業所(本社以外も可)を有する

支援条件

国の月次支援金の給付を受けていること。

令和3年10月31日以前から市内に事業所を有している、又は市内に居住していること。

今後も事業を継続すること。

令和2年1月31日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと。

申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力ください。

【送付先】 足利市 産業観光部 商業振興課

〒326-8601 足利市本城三丁目2145



足利市 産業観光部 商業振興課

〒326-8601 足利市本城三丁目2145

☎0284-20-2156

(8:30~17:15/土日祝を除く)

提出書類

【全ての申請者が提出する書類】

①足利市中小企業売上減少支援金申請書兼請求書

②国の月次支援金給付通知書（はがき）の写し

※宛名及び給付金額の記載がある部分のコピー

※給付通知を紛失している場合は、国からの給付金額が確認できる通帳の写しでも可

③振込先の通帳等の写し

※申請者名義（法人の場合は法人名義）のもの

※金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）がわかる通帳の表紙裏面のコピー

※インターネットバンキングの場合は、上記情報がわかるサイト

※当座預金で通帳を持っていない場合は、上記情報がわかる任意の資料

④本人確認書類の写し

※中小法人等は法人謄本（履歴事項全部証明書[発行から1年以内のもの]）

※個人事業主等は、運転免許証、マイナンバーカード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票の写し、国民健康保険証のいずれか1つ

【全ての中小法人等と個人事業主等で市外に居住する申請者が提出する書類】

⑤足利市内に事業所があることがわかる書類

※中小法人等は④本人確認書類で市内事業所住所が確認できれば不要

※個人事業主等は確定申告書の青色申告決算書又は収支内訳書の写し

※上記資料で足利市内の事業所住所が確認できない場合は、公共料金の支払通知書、ホームページのコピーなど任意の資料

【個人事業主等で市外に居住する申請者のみ提出する書類】

⑥市税に滞納が無いことがわかるもの

※申請者が居住する自治体が発行する市税の完納証明書など

▼本支援金ホームページのご案内

本支援金につきましては、市公式ホームページ内のご案内を行っています。

URL：<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/ashikagashi-itijishienkin-2.html>

本支援金HP



▼その他、ご注意ください。

- ・ ご不明な点がございましたら、事前に電話(0284-20-2156)もしくはメール (shougyou@city.ashikaga.lg.jp)にて足利市商業振興課へ確認をお願いします。
- ・ 必要に応じて、追加資料の提出や事業所の調査をお願いする場合があります。